

○河北郡市広域事務組合会計管理者の補助組織規則

制定 平成18年12月6日 規則第11号
改正 平成19年3月30日 規則第3号

(事務処理)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計係を置き、係に必要な職員を置く。

(分掌事務)

第2条 前条に定める職員の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出現金の出納及び保管に関すること。
- (2) 歳入歳出外現金及び基金に属する現金の出納及び保管に関すること。
- (3) 小切手の振出しに関すること。
- (4) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5) 物品の出納及び保管に関すること。
- (6) 財産の記録管理に関すること。
- (7) 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
- (8) 決算の調製に関すること。
- (9) その他会計管理者の所管に属すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。